

# 産業厚生常任委員会資料

令和6年1月17日

産業振興部 農政課

## 目 次

1	加東市就農研修支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
---	---------------------------------	---

## 加東市就農研修支援事業について

### 1. 目的

現在の本市の新規就農者対策は、就農希望者から就農したい旨の申し出を受けてから、それに対して必要な施策を提案する受け身型の対応でしたが、後継者不足の改善策のひとつとして今後は、就農に向けた施策をパッケージ（別紙「本市の就農支援の流れ」）として用意し、就農希望者に就農を呼びかける方法を加えて新規就農者の増加を図ります。

### 2. 事業効果

現状は就農希望者の就農に向けた意思決定から安定経営に至るまでの期間において、栽培技術等の研修時が行政として最も支援施策が少ないと言えます。ゆえに研修生にとって、研修期間中は収入が少なく金銭的に厳しい期間です。現在、研修期間における国の支援制度はありますが、十分ではないため市がそれに加算することで、国や県を含めた関係機関と共に、就農まで継続して手厚い支援が可能になります。

また、研修を実施する農業者（以下「親方農業者」という。）への支援も十分ではないため、市が親方農家へ支援を行うことで、就農希望者の受入体制を整えることが可能になります。

### 3. 事業内容

#### (1) 本市の就農支援の流れ（トータルサポート）

詳細は、P4のとおり

#### (2) 市独自支援内容

- ①親方農業者が就農希望者へ支払う賃金の一部を市が助成し、就農希望者の研修期間の収入を支援します。

事業名	加東市就農研修支援事業（雇用就農資金補填）
期間	2年以内
対象者	親方農業者（就農希望者の賃金の一部）
支援内容	受入研修生1人につき5万円/月 *国から5万円/月の補助もある。

- ②栽培や経営等の研修の指導料として、親方農業者にも支援します。

事業名	加東市就農研修支援事業（研修生受入支援）
期間	2年以内
対象者	親方農業者
支援内容	受入研修生1人につき5万円/月

#### (3) 親方農業者候補（案）

イチゴ農園 [ ]、大葉 [ ]、果樹 [ ]、花き [ ] [ ]、水稻 [ ]、集落営農組織等
--

(4) 就農希望者の要件

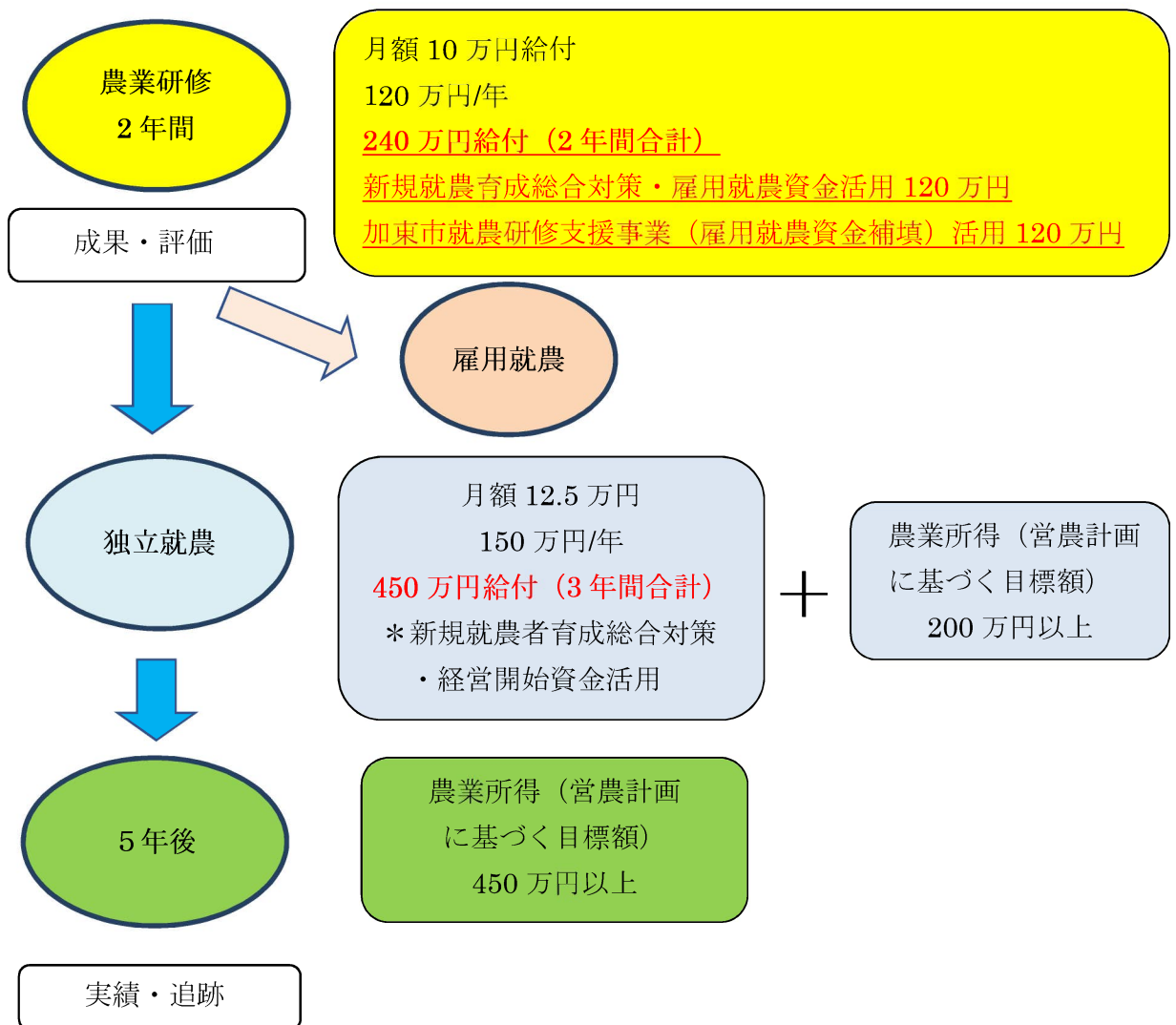
- ・加東市に在住し、今後も加東市に住み続ける意思があること。
- ・18歳以上49歳以下であること。(採用時)
- ・年間1,200時間以上勤務すること。

(5) 研修から就農までの1人当たりの支援額(親方農業者への支援含む)

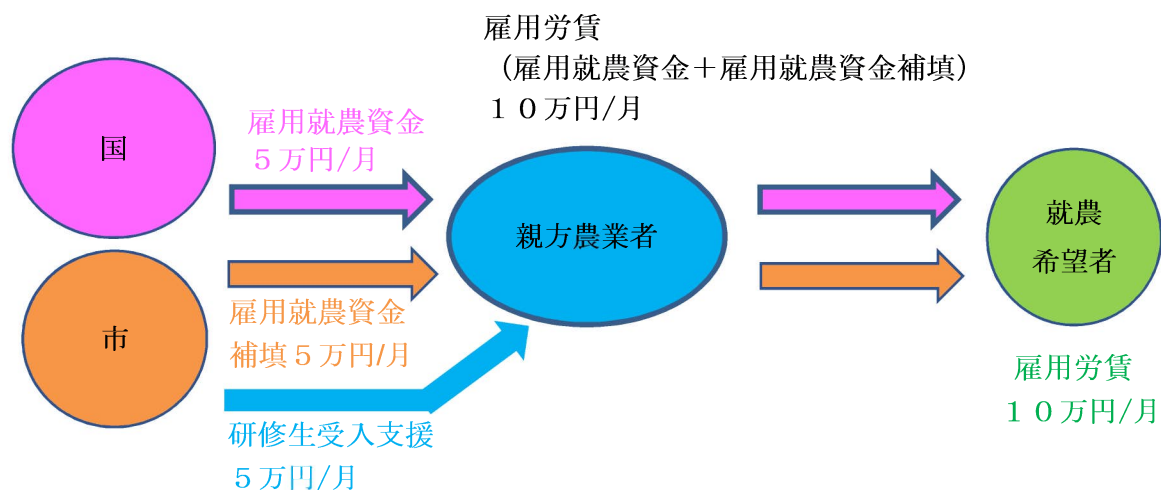
(国支援金:6,900千円 市単:2,400千円)

事業	積算	支援額	財源
新規就農者育成総合対策・雇用就農資金	50,000円×48か月	2,400,000円	国
加東市就農研修支援事業(雇用就農資金補填)	50,000円×24か月	1,200,000円	市
加東市就農研修支援事業(研修生受入支援)	50,000円×24か月	1,200,000円	市
新規就農者育成総合対策・経営開始資金	125,000円×36か月	4,500,000円	国

(6) 研修から就農まで就農希望者が受けられる支援の流れ(イメージ)



### (7) 就農研修の資金の流れ



### 4. 実施期間 (案)

令和6年度～令和10年度

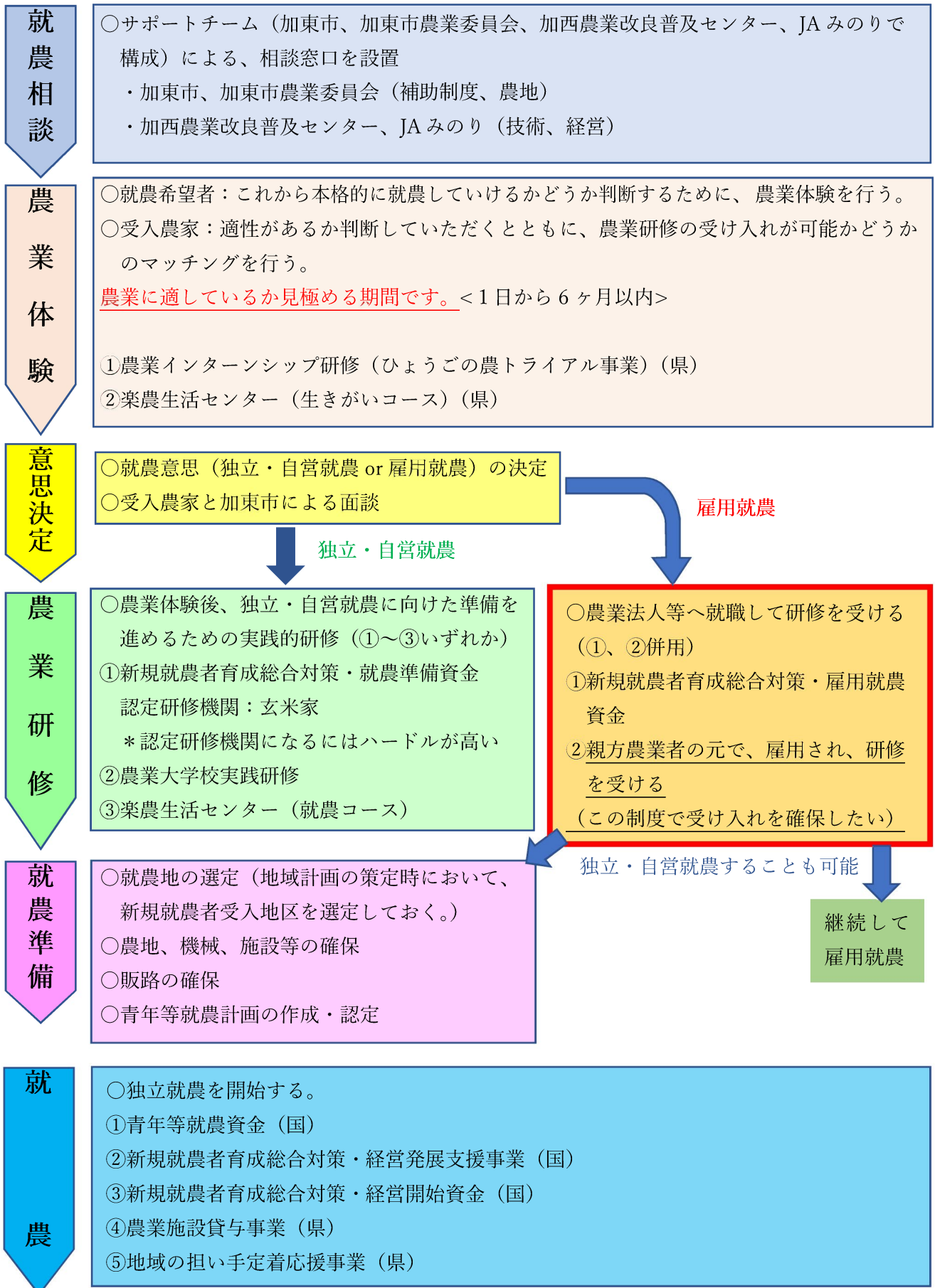
### 5. 目標

各年度に認定新規就農者又は雇用就農者2名の確保を目指します。

### 6. その他

- ・国の雇用就農資金に上乗せして支援するので、就農状況の報告や指導など国の補助制度に定められた諸手続きを活用して、就農希望者の指導などを行います。
- ・本事業による農業研修の終了後、就農希望者の進路は独立・自営就農、雇用就農どちらでも可とします。研修期間中に進路指導を親方農業者と行います。研修終了後も親方農業者が就農希望者を継続して雇用することは、就農希望者の所得安定と親方農業者の規模拡大につながるので、双方の意向が一致すれば積極的に指導していきます。

●本市の就農支援の流れ（トータルサポート）



## その他関係補助制度

### ○農業体験

活用事業名	農業インターンシップ研修（ひょうごの農トライアル事業）
内容	市内の認定農業者が親方となり、農業技術を教える。
体験期間	①短期：1日以上7日以内 ②長期：1ヶ月以上6ヶ月以内
対象者	農業体験受け入れ農業者
支援内容	6,000円/日 *20日間のみ
予算	県事業

### ○農業研修

活用事業名	新規就農者育成総合対策事業・就農準備資金
内容	就農に向けて、研修を受ける者に対して資金を交付する。
期 間	2年以内
対象者	49歳以下で就農に向けた研修期間中の研修生
支援内容	1人あたり12.5万円/月（1年間につき150万円）
予算	国事業
活用事業名	新規就農者育成総合対策事業・雇用就農資金
内容	就農希望者を雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を取得させるための研修を実施する場合に資金を交付する。
期 間	3か月以上2年以内
対象者	常勤雇用し、研修を実施する農業者
支援内容	1人あたり5万円/月
予算	国事業

### ○就農（主なもの）

活用事業名	新規就農者育成総合対策事業・経営開始資金
内容	新たに就農を開始する者に対する資金の助成
期 間	3年以内
対象者	49歳以下の認定新規就農者
支援内容	新規就農者：1人あたり12.5万円/月（1年間につき150万円）
予算	国事業
活用事業名	新規就農者育成総合対策事業・経営発展支援事業
内容	就農後の経営発展のために導入する、機械・施設等の整備に対する補助
対象者	49歳以下の認定新規就農者
支援内容	本人1/4、国・県3/4 上限1,000万円（経営開始資金と併用する場合は上限500万円）
予算	国事業